

令和8年度 いじめ防止基本方針

指宿市立西指宿中学校

1 いじめ防止基本方針の策定

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

本校におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、本校生徒が一定の人的関係にある他の生徒から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることによって、心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) 基本的な考え方

いじめは、人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。生徒をいじめから守るためには、いじめについて、次のように共通理解することとする。

- ・いじめは、絶対に許されないことという強い認識をもち、いじめられる生徒を絶対を守る。
- ・いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであることを理解する。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒（観衆）、見て見ぬふりをする生徒（傍観者）の存在など、集団全体に関わる問題である。
- ・いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しない。
- ・重大事態には、教育委員会や警察等、関係機関と必ず連携する。

本校では、このような理解に立ち、生徒・保護者・教職員間の信頼関係を深め、いじめの未然防止や早期発見に努めることとする。

3 組織「いじめ対策委員会」

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) 構成員

校長，教頭，生徒指導主任，学年生徒指導係，養護教諭，SSW

(必要に応じて指宿警察署，主任児童員，人権擁護委員等)に出席を要請する)

(3) 開催委員会

① 校内委員会 … 毎週月曜日 2 校時 ※生徒指導委員会を兼ねる

② 臨時委員会 … 事案に応じて開催

(4) 内容

① 「学校基本方針」の作成，実行，検証，修正

② いじめの疑いに関する情報等の収集，記録，共有

③ いじめの事案関係の聴取，指導や支援の体制・対応策の決定

4 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の内容項目と関連付けて，「いじめをしない，許さない」資質を育むために全職員で協力体制を整える。
- ・ 4月と9月のいじめ問題を考える週間に合わせて，「いじめ防止授業」や，外部講師による「SOS 教室」を実施する。

(2) 生徒会活動の充実

- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に関する生徒会活動への支援を行う。
例) 生徒集会時のいじめ撲滅宣言，土曜授業時の仲間づくり活動など

(3) 情報モラル教育の充実

- ・ 夏季休暇前の「メディアリテラシー教室」の実施
- ・ SNS 利用状況調査の実施 (6月，11月)

5 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日頃の様子観察

生徒のささいな変化を見逃さないために，全職員が積極的に生徒と関わり，信頼関係を構築するように努める。(いじめ対策必携「4いじめられている子どもの出すサイン」参照)

<チェックポイント例>

○健康観察 … 表情，声のトーン，「心の健康観察」のコメント など

○授業中 … 姿勢，表情，視線，持ち物，落書き，座席の位置，グループ活動での様子 など

○休み時間 … 独りぼっち，「いじり」，会話の内容 など

○登下校 … 独りぼっち，表情，荷物を持たされている など

(2) 調査の実施

① 学校生活アンケート (毎月) … ニコニコデーに合わせて実施

② 学校楽しいーと (年2回) … 6月・11月に実施

} 内容に応じて
面談を実施

(3) 各種相談の実施

① 教育相談 (生徒・教職員) … 6月・11月に実施。

② 三者相談 (生徒・保護者・教職員) … 1，2年生は年1回，3年生は年3回実施

(4) 地域・保護者からの情報収集

① 学校運営協議会 … 6月・12月・2月に実施

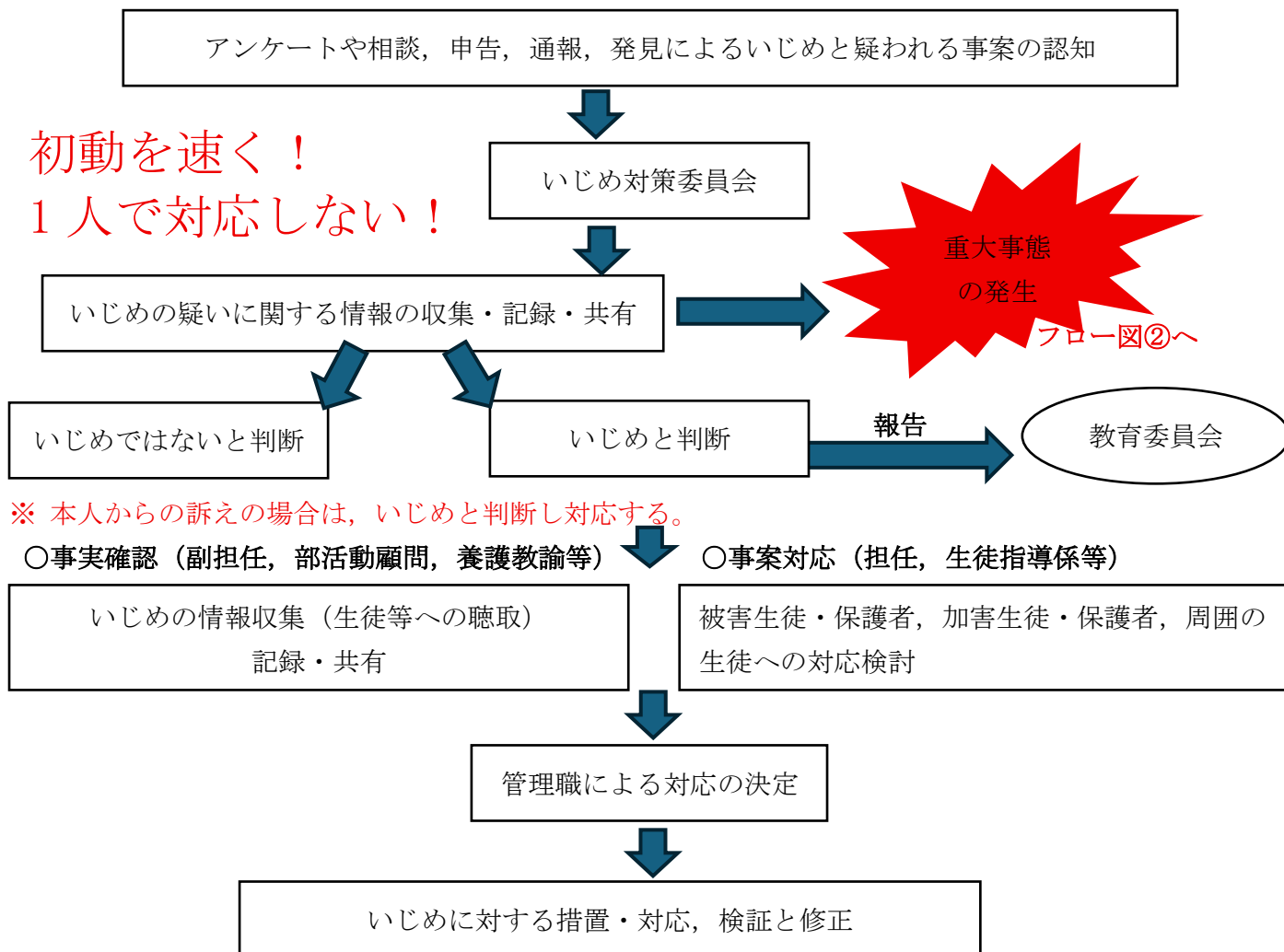
② 授業参観・PTA … 5月・7月・12月・2月に実施

それぞれの機会でも知り得た情報は，生徒指導委員会等で共有し，全職員で確実に共通理解をする。

6 いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時は、「生徒指導提要（令和4年）」、「いじめ対策必携（本県令和3年3月改定）」に基づき対応する。

いじめ事案への対応フロー図①



< 組織的な対応 >

- 校長 … 情報収集, 組織的な対応の全体指揮, いじめ対策委員会の開催
- 教頭 … 校長を補佐, 各担当への指示を出し, 情報を集約, 校長への報告
- 教務主任 … 校長・教頭を補佐, 各担当への指示, 情報収集
- 担任 … 事実確認のための情報収集, 被害生徒や知らせてきた生徒の安全確保, 加害生徒への指導
- 副担任 … 事実確認のための情報収集, 学年の生徒の情報収集, 心のケア
- 生徒指導主任 … 生徒の情報把握, 全職員に共通理解できる体制づくり・整備
- 教育相談係 … 被害生徒や知らせてきた生徒等のケアについて方針検討, 関係機関との窓口
- 養護教諭 … 生命・心身への重大な被害について情報収集, 医療機関と連携
- 部活動顧問 … 担当部活動員からの情報収集
- 保護者 … 家庭における, 子どもの様子を把握, 異変を感じたときは学校へ連絡

< 生徒への対応 >

◎ 被害生徒に対して

- (1) いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア
 - ・ 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝える。担任、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ、決して一人で悩まず、できる限り誰かに相談するように指導する。
 - ・ 大人の思い込みで子供の心情を勝手に受け止めない。冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに、共感的に受けとめる姿勢で臨む。
 - ・ 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる。いじめられていることによる心理的影響にも配慮し、専門家等と連携することも検討する。
- (2) 被害者のニーズの確認
危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者と合意形成を得る。

◎ その保護者に対して

- (1) 話合いの機会を早急にもつ。
- (2) 誠意ある対応を心掛け、学校が把握している事実について伝えるとともに、家庭での様子についても語り合う。
- (3) 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- (4) 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。

◎ 加害生徒に対して

- (1) **事実確認（聞き取り）と指導は区別して行う。**当事者だけでなく、周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。
- (2) いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。
- (3) 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等について、しっかりと理解させる。
- (4) 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。
- (5) いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- (6) 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。

◎ その保護者に対して

- (1) 事実を正確に伝え、いじめられている子どもやその保護者の気持ちに共感してもらう。
- (2) いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
- (3) 担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。

◎ 周りではやし立てる生徒（観衆）に対して

- (1) はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- (2) はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」「自分だけじゃない」などと主張する子ども）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

◎ 見て見ぬふりをする生徒（傍観者）に対して

自分が所属する集団内(学級や部活動など)で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- 第1号…いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童生徒が自殺を起凶した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - 第2号…いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ・ 年間30日を目安とする。
- ※一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対処

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対処を行う。

- ① いじめ対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録，共有を行う。
- ② 校長は，いじめの事実確認を行い，結果を教育委員会に報告する。
- ③ 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

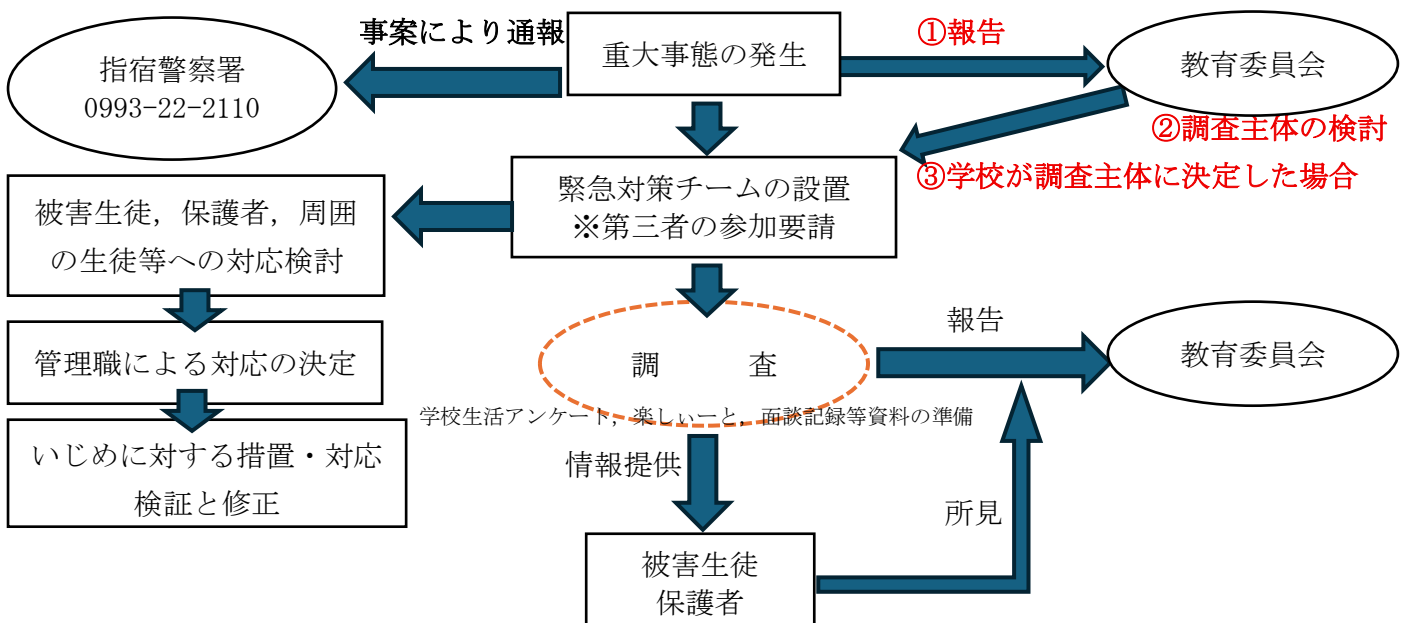
＜ 学校を調査主体とした場合 ＞

- ① 学校は，教育委員会の指導・支援のもと，学校に重大事態の調査組織を設置する。
- ② 学校は，いじめ対策委員会で，事実関係を明確にするための調査を続ける。
- ③ 学校は，いじめを受けた生徒及びその保護者に対して，情報を適切に提供する。
- ④ 校長は，調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校は，調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜ 教育委員会が主体となる場合 ＞

- ① 学校は，教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査に協力する。

いじめ事案への対応フロー図②（重大事態への対応）



※ 日頃から生徒への指導・支援の記録を行った際の記録を作成し，保存しておく。（スズキ校務「日々の様子」等の活用）